

川障発第174号
令和2年4月17日

市内指定障害福祉サービス事業所 各位

川越市長 川合善明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス及び居住系サービス（就労系を除く）の取扱いについて（通知）

標記の件について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、職員や利用者に感染するおそれがある等、サービス事業所での支援を避けることがやむをえない場合における居宅での支援については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、下記のとおりとするので通知します。

記

1 取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、職員や利用者に感染するおそれがある等、サービス事業所での支援を避けることがやむをえない場合における居宅での支援については、令和2年4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡に基づき、報酬算定を認めることとする。

2 要件

本取り扱いに基づき前項を適用する場合の要件としては、次のとおりと

する。

- (1) 利用者や家族等に丁寧に説明を行い、自宅で生活することについて理解を得ること。
- (2) 家族の支援等により、自宅での受け入れが可能であることを事前に確認すること。
- (3) 報酬算定をする場合、1日1回以上の訪問や電話等による連絡を行い、利用者の体温その他健康状態を把握し、詳細に記録すること。
- (4) 自宅での生活に切り替えることから、家族等との連絡調整を行い、利用者及び家族等の心的ケアに努めること。

3 適用期間

令和2年3月1日から当面の間（終期は別途通知）

以上

川越市福祉部障害者福祉課	TEL 049-224-5785
福祉サービス担当（障害福祉サービスの支給決定に関すること）	
障害給付担当（介護給付費等の請求に関すること）	
計画担当（障害福祉サービス事業所の指定に関すること）	